

今後4年間のまちづくりの進め方

中期市政経営方針を策定しました

2018年度からスタートした前期市政経営方針の計画期間が21年度で終了するにあたって、22年度から25年度の4年間を計画期間とする中期市政経営方針を策定しました。

《問合せ》 政策調整課 ☎21-9022



基本構想実現のための戦略的な進め方を示す方針

基本構想は、12年間でまちがどのように進むべきかを示すもので、長期目標、戦略目的(中間目標)、主要手段および具体的手段を階層的に記載しています。

一方、市政経営方針は、基本構想に記載した具体的手段について、取組方針および事業

業を例示し、戦略的な進め方を示しています。また、市長任期に合わせ4年ごとに見直すことになっています。

取組方針や事業例等を見直し

今回の策定においては、取組方針と今後、4年間の事業例の見直し、さらに「市民の暮らしを支える施策」に関する主要施策・事業の見直しを行いました。詳細は、市ホームページまたは政策調整課・各振興局窓口、図書館(本館・分館)に備え付けている冊子をご覧ください。

中期市政経営方針のポイント

【ポイント1】

「小さな世界都市」を目指した特徴的な施策・事業は継続推進

これまでの前期市政経営方針では「小さな世界都市-Local&Global City-」を実現するために、地域固有の価値を掘り起こし、高め、発信する取組みを進めてきました。この意欲的・特徴的なこれまでの施策については継続して取り組んでいきます。

【ポイント2】

「豊岡に暮らして良かった」と市民が実感できるまちづくりを新たに推進

中期市政経営方針の「市民の暮らしを支える施策」において、IT産業の振興など地域経済を元気にするまちづくり、「子育てなら豊岡」を目指した子育て支援の充実、若者の声がまちづくりに活かされる仕組みづくり、DX(デジタルトランスフォーメーション)推進による行政の効率化など、市民の利便性の向上に取り組む「豊岡に暮らして良かった」と市民が実感できるまちづくりを進めていきます。



市政経営方針詳細→

帰省のタイミングで相談しませんか?

年始のUターン就職・転職相談会

日時 2022年 1月5日(水)
午前10時～午後5時

- ▶場所 豊岡駅前アイティ7階 豊岡市民プラザ市民活動室C(大手町4番5号)
 - ▶内容 市内の会社情報や求人情報、Uターン就職イベント情報などを、就職相談員が個別で相談に応じます。そのほか住まいや子育て環境などの情報も提供します。(予約制、服装自由)
 - ▶対象
 - ▷Uターン転職を考える社会人(市外在住者)
 - ▷大学・短大・専門学校などの学生(全学年)
- ※上記の方の家族のみでも参加可

- ▶申込期限 1月4日(火)午後5時
予約は右の二次元コードから
- ▶感染防止のお願い



参加の際は必ずマスクを着用してください。せきや発熱、風邪などの症状がある方や体調のすぐれない方は参加を控えてください。

《問合せ》 環境経済課 ☎21-9008
メール job-navi@city.toyooka.lg.jp



※掲載している情報は編集時点(12月16日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

障害者差別解消法が改正

民間事業者の「合理的配慮の提供」が法的義務に

◆障害者差別解消法とは

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」は2016年4月1日に施行されました。障害を理由とする不当な差別をなくしていくことで、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、支え合う社会を作ることを目指した法律です。この法律が一部改正され、21年6月4日に公布されました。公布日から3年以内に実際に効力を持ちます。



◆今回の主な改正点は

これまで努力義務とされていた民間事業者による「社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供」が、法的義務化されます。

対象者	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関 地方公共団体	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務 →法的義務

◆「合理的配慮」とは

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が、役所や事業者に対して伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

◆例えば

- 障害のある方から「自分で書き込むことが難しいので書いてほしい」と伝えられたとき、代筆して問題のない書類の場合にその方の意思を確認しながら代筆する。
- 意思を伝え合うために、絵や写真、タブレット端末を使う。
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

※詳細は、内閣府ホームページ(<https://www.cao.go.jp/>)を確認してください。



《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033

高齢者・重度障害者・母子世帯の皆さん

屋根の雪下ろしの費用を助成します

補助金額	1回の雪下ろしに要した費用の 2分の1(3万円を限度)
補助回数	年度内1世帯当たり3回まで

▶対象

世帯全員の市民税が非課税で次のいずれかに該当する世帯

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ②重度障害者のみの世帯
 - ③母子世帯(母親と18歳未満の子で構成される世帯)
 - ④①~③までの組み合わせの世帯
- ※①②の世帯に18歳未満の方がいても可
※自治会や近所の方、親族など、雪下ろしの援助を受けることができる場合は対象外
※世帯は、住民票上の世帯ではなく、実際の居住実態などを考慮して市が判断



▶申込み

雪下ろしを行った後、支払った費用の領収書を添えて申請書と実施報告書を提出してください。

- ※雪下ろし対応業者の指定はありません。
- ※業者に依頼して屋根の雪下ろしを行った場合のみ対象となります。

《問合せ》高年介護課 ☎29-0055